

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案について

現状と問題点

1 法に基づかない土壌汚染の発見の増加

(発見された汚染土壌の適正管理への不安)

2 掘削除去の偏重

(土地の所有者等の過剰な負担：環境リスク低減の観点でも問題ある掘削除去の増加)

3 汚染土壌の不適正な処理による汚染の拡散

(汚染土壌の不適正な処理事案の発生)

法律案の概要

1. 土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充

- (1) 一定規模以上の土地であって土壌汚染のおそれのある土地の形質変更時における都道府県知事による土壌汚染の調査命令
- (2) 自主調査において土壌汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、2.の区域として指定し、適切に管理
- (3) 都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供に関する努力義務

2. 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化等

- 区域の分類化と必要な対策の明確化
 - ① 土地の形質変更時に届出が必要な区域 (形質変更届出区域)
 - ② 盛土、封じ込め等の対策が必要な区域 (措置実施区域)(※都道府県知事が必要な対策を指示。対策後は、解除又は①の区域に指定)

3. 搬出土壌の適正処理の確保

- (1) 2.の区域内の土壌の搬出の規制
(事前届出、計画の変更命令、措置命令)
- (2) 搬出土壌に関する管理票の交付及び保存の義務
- (3) 搬出土壌の処理業についての許可制度の新設

4. その他

- (1) 指定調査機関の信頼性の向上 (指定の更新等)
- (2) その他規定の整備
- (3) 施行期日 (公布後1年以内)